

# 公契約条例に係るアンケートの実施 結果報告

## 1 調査目的

条例の施行から約3年が経過し、条例の適用による効果の検証と対象従事者の賃金実態を把握するため、アンケートを実施

## 2 実施期間

平成30年1月～2月（調査票の配布、回収、集計） 平成30年2月～3月（分析まとめ、報告書作成）

## 3 調査対象（受注者）

平成27・28・29年度 工事請負契約 14件（10件） 平成29年度 業務委託契約 26件（27件） 平成29年度 指定管理協定 5件（3件） 合計 45件（40件）

## 4 回収結果

平成27・28・29年度 工事請負契約 7件（9件） 平成29年度 業務委託契約 15件（25件） 平成29年度 指定管理協定 3件（2件） 合計 25件（36件） 回収率56%（90%）

## 5 主な設問と回答

### (1) 条例の効果の検証について

集計結果	集計結果の分析	集計結果に対応した今後の取組み
①受注者から従事者への周知方法 → 「口頭により説明」が84%（69%）	口頭による説明の割合が増加。また、従事者の方からの相談としては、指定管理者の研修講師について対象外としてほしいというもの。	従事者が条例に関心を持ち、理解しやすい効果的な周知方法を取り入れるとともに、受注者の負担軽減を検討する。
②周知カードによる周知方法の事務負担 → 「やや負担」が48%・「かなり負担」が12%（新規）	新規の事務について、約6割が負担としている。	
③従事者から受注者への相談、問い合わせ → 「なかった」が92%（97%）	工事請負契約と指定管理でそれぞれ1件の問い合わせがあった。	
④労務台帳作成などの事務負担 → 「やや負担」36%（58%）「かなりの負担」は36%（19%）	受注者は、労務台帳の作成等について、負担と感じている。	今年度、これまで提出不要としていた部分まで提出を求めているので、負担軽減策を講じる必要がある。
⑤賃金を上げた従事者の有無 → 「いない」が92%（86%）「いる」は4%（14%） ※4%の内訳は⑥	引き上げた業種がなにであったかは不明。引き上げは一部にとどまっており、賃金下限額を引き上げる余地はまだあるものと考えられる。	今後、賃金下限額を検討する場合の判断材料の一つとする。
⑥賃金を上げた従事者の割合 → 「3割以上5割未満」が1社		
⑦従事者の人数や構成 → 人数が「変わらない」が83%（85%）	賃金下限額を引き上げても、人員削減等による従事者の労働強化には繋がっていない。	条例の周知を徹底し、条例を浸透させる。
⑦労働意欲への効果の有無 → 「有」が16%（17%）、「無」が32%（36%）、「どちらともいえない」が48%（44%）	昨年度とほぼ同じ割合であるが、労働意欲向上につながると評価している割合は低い。	
⑧生活安定への結び付き → 「そう思う」が16%（36%）「思わない」が32%（28%）「どちらともいえない」が52%（30%）	条例に対する将来的な期待感が減少しつつある。	
⑨下請負者の社会保険の加入の確認方法 → 「労務台帳で確認」と「口頭で確認」が60%（69%）	社会保険証等の確認など徹底した調査は行っている。社会保険に加入しない一人親方には指導も行っており、社会保険加入の取り組み強化がうかがえる。	国等の指導により、社会保険加入の取り組み強化が行われているため、加入状況は改善している。
⑩一人親方の社会保険の加入の確認方法（自由回答6件（8件）） ・保険証の写し、加入確認書、施工体制台帳等でしている。		
⑪意見要望（自由回答1件（3件）） ・指定管理者はすべての契約が条例対象となるので、適用条件を再考して、負担を軽くしてほしい。	公契約条例の事務負担を訴える意見であり、事業者によっては、負担が大きいことがわかる。	受注者に対して条例の趣旨の理解と協力を求めていくとともに、適用範囲を拡大するにあたって負担軽減策を講じる必要がある。

### (2) 賃金実態調査の結果について

集計結果	集計結果の分析	集計結果に対応した今後の取組み
①工事請負（賃金下限額：設計労務単価の85%） ・設計労務単価の76%～97%（84%～132%）平成27年度契約締結案件	工事請負については、賃金に関する設問に対する回答が、平成28年度に締結した1者からのみであったため、有効な指標が得られなかった。業務委託・指定管理については、昨年度より差は減少したとはいえ、職種による賃金のバラツキがみられる。	賃金支払いの確認については、労務台帳の賃金支払い部分までの提出を求めて確認している。実態調査方法を含め、条例遵守の確保策を検討していく。業務委託・指定管理についても賃金実態を把握するための資料として、職種の設定等を検討する。
②業務委託・指定管理（賃金下限額：967円/時間（941円/時間）） ・業務委託 967円/時間～2, 952円/時間（941円/時間～3, 720円/時間） ・施設管理業務の設備点検保守、警備員、清掃員、その他の賃金が下限額と同額（967円）となっている。 ・指定管理 941円/時間～3, 131円/時間 ・941円は、基本協定締結年度が28年度の指定管理者		

※（）内は前年度の内容